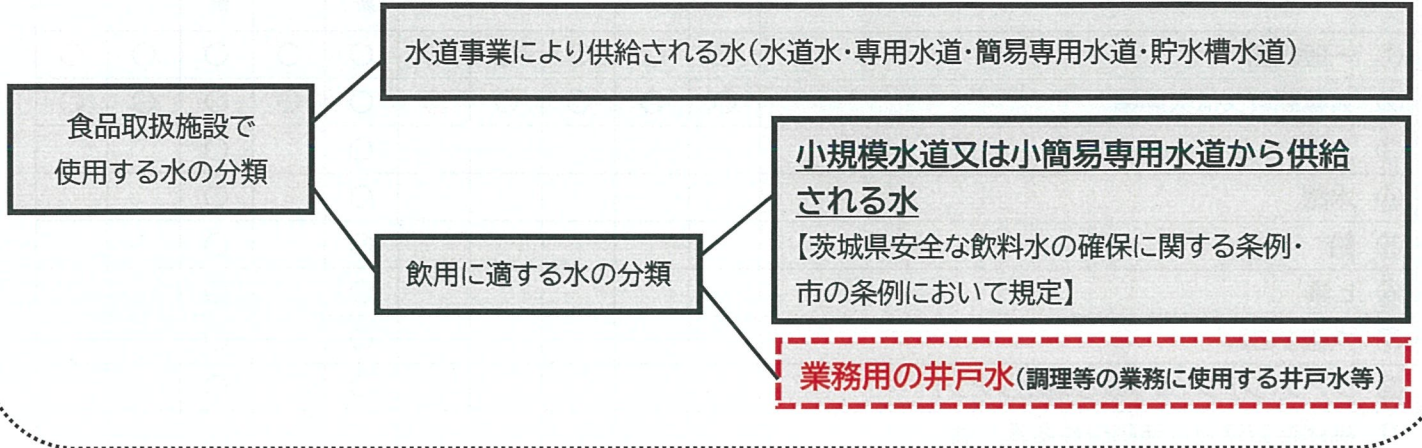


# 食品取扱施設で使用する水について

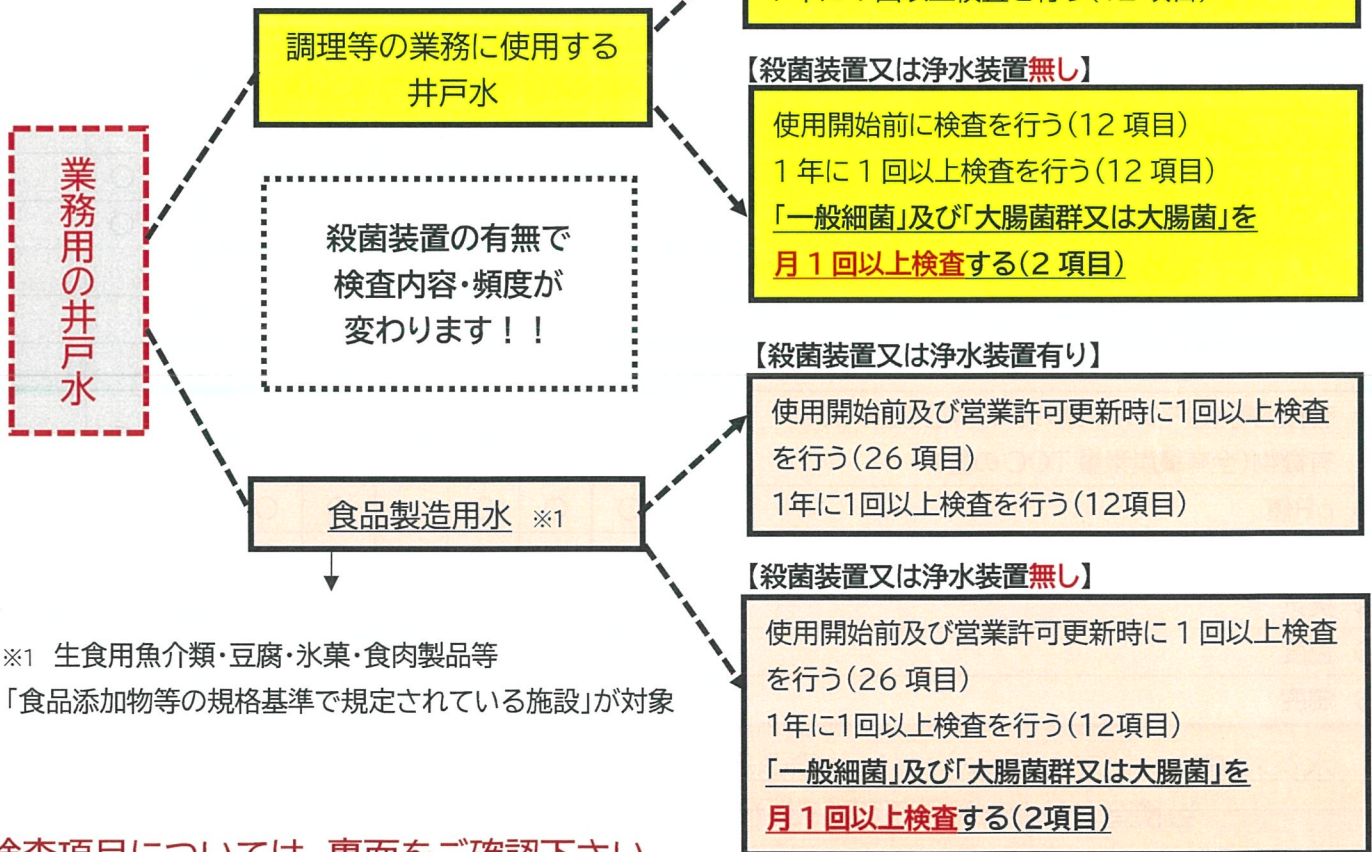
茨城県食品衛生法等に基づく公衆衛生上必要な措置の基準に関する取扱要綱で定められている検査を参考にした内容となります。

食品取扱施設で使用する水は、『水道事業により供給される水』・『飲用に適する水』に区分されます。  
また、飲用に適する水は、『県または市条例により供給される水』・『業務用の井戸水』に区分されます。



## 業務用の井戸水の管理について

業務用の井戸水は定期的な検査が必要です！！



検査項目については、裏面をご確認下さい。

厚生労働省登録検査機関

一般財団法人



IPIC  
アイビック

茨城県薬剤師会検査センター

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町 978-47 TEL029-306-9086 FAX029-306-9076



【 業務用の井戸水検査項目一覧 】 ①飲用に適する水(滅菌装置有) ②飲用に適する水(滅菌装置無)  
 ③食品製造用水(滅菌装置有) ④食品製造用水(滅菌装置無)

検査項目	①		②			③		④		
	開始前	毎年	開始前	毎年	毎月	開始前・更新	毎年	開始前・更新	毎年	毎月
① 一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
② 大腸菌群又は大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③ カドミウム						○		○		
④ 水銀						○		○		
⑤ 鉛						○		○		
⑥ ヒ素						○		○		
⑦ 六価クロム						○		○		
⑧ シアン(シアンイオン及び塩化シアン)						○		○		
⑨ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素又は硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○		○	○	○	○	
⑩ フッ素						○		○		
⑪ 有機リン						○		○		
⑫ 亜鉛						○		○		
⑬ 鉄又は鉄及びその化合物	○	○	○	○		○	○	○	○	
⑭ 銅						○		○		
⑮ マンガン						○		○		
⑯ 塩素イオン又は塩化物イオン	○	○	○	○		○	○	○	○	
⑰ カルシウム, マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○		○	○	○	○	
⑱ 蒸発残留物						○		○		
⑲ 陰イオン界面活性剤						○		○		
⑳ フェノール類						○		○		
㉑ 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) 又は有機物(全有機炭素量 TOC の量)	○	○	○	○		○	○	○	○	
㉒ pH値	○	○	○	○		○	○	○	○	
㉓ 味	○	○	○	○		○	○	○	○	
㉔ 臭気	○	○	○	○		○	○	○	○	
㉕ 色度	○	○	○	○		○	○	○	○	
㉖ 濁度	○	○	○	○		○	○	○	○	

水質検査についてお問い合わせ(お申込み)は、  
 当検査センター又は管轄保健所内食品衛生協会窓口にお問い合わせ下さい。

厚生労働省登録検査機関



**IPIC**  
 アイピック

一般財団法人  
**茨城県薬剤師会検査センター**

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町 978-47 TEL029-306-9086 FAX029-306-9076